

監 査 報 告

令和元年5月16日

公益財団法人 うらやす財団
理事長 大塚 明様

公益財団法人 うらやす財団

監事 高橋 豊文 

監事 松原 利 

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

理事及び職員等とともに、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を慎重に精査するとともに、業務及び財産の状況を審査し、当該事業年度に係る事業結果について報告を受けました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の精査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について審査いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正確に示しているものと認めます。
- 二 理事の職務執行に関する不正行為又は法令、若しくは定款に違反する事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において、いずれも法令に準拠し作成されており、計数等についても関係書類を符合し正確であると認めます。

以上